

# 配転・出向、バツジ手当差事件で和解へ



# 国労せんだい

NO. 2474  
2006年11月5日  
発行責任者 太田 博二  
編集責任者 武田 昌仙

## 中労委案に労使が合意

国労東日本本部は10月25日、東日本会社と争ってきた「出向配転等40事件及びバツジ事件」に対する中労委の和解勧告書を受託した。

長期に及び闘いを何とか終結をしたいと模索する中労委等の思いの一方に、当事者の「想い」も存在することも否定出来ない。20年にも及び闘いの経過は事象こそ違えど闘争団の闘いと同意様だ。  
以下に本部が受託した経過等 指第28号【10月25日】を掲載する。

## 闘いの中間的到達点と受け止め

「出向・配転等四十事件」「バツジ事件」等の和解勧告書の「受託」及び当面の取り組みについて  
国労東日本本部は、「昇進昇格差別事件」の和解成立を受けて、昨年12月から出向・配転等40事件、本年6月から「バツジ事件」の和解協議を進めてきた。  
10月24日中央労働委員会では労使双方に対し、「出向・配転等40事件」「バツジ事件等に対する勧告書・確認書及び覚書の最終勧告を提示した。」  
国労東日本本部は、第4回執行委員会を開催し、20年にわたる闘いは、差別・組織攻撃に抗して闘い続けてきた事を再確認するとともに、今後も職場の労働条件改善・「安全・安定輸送」等の取り組みとともに「労使関係の改善」が重要な課題であるとの認識に立ち、勧告書に「健全で良好な労働関係」の確立及び「公平・公正な人事を行う」などが明記されていると判断し、執行委員会は勧告書を受託することとした。  
引き続き、地方本部委員長会議を開催し、「出向協定」など、多くの議論を通じ各地方本部と東日本本部は、勧告書の「受託」を確認し、引き続き連携を図り闘う意

思統一を行った。  
国労東日本本部は、中労委の場で勧告書を受託する旨の態度表明を行った。会社側からも「労使関係の改善」に向けて勧告書を受託する旨の態度表明が行われた。  
国労東日本本部は、約20年間にわたった闘いの中間的到達点として受け止め、引き続き組織強化・拡大、労働条件改善をはじめとする闘いに全力を尽くすこととする。



## 今後の動きなど

以降「担当弁護士、全地方本部・申立て支部代表者会議」を11月5日に開催し、和解調印日の取り扱いの意思統一を図る。翌6日に中労委第12回調査を行い、その後和解勧告に基づき和解調印式を行う予定。  
また地方本部としては東日本本部指示に基づき、支部代表者会議（10月27日に開催済）、分会代表者会議等を開催し、「勧告書」

等の趣旨・内容の徹底を図る予定になっている。



## D51合唱団NHK生出演

出前演奏を積極的に行って来ました。そこで歌って来ました。

D51合唱団は、10月27日(金)のNHK総合テレビ番組「情報テラス」(生放送)で県内で活動している合唱団として紹介されました。出演をした団員から当日の感想などが届いていますので、撮影現場のスナップを合わせて紹介します。



できたのは、日本民謡や鉄道の仕事から生まれた歌、分割民営で採用されなかつた仲間が作った歌など、労働者や弱い立場の人を励ます歌です。そう思った思いを、どんな所でもナツパ服とD51のロゴの入った法被をまとい歌って来ました。歌を聴いてくれた高校生からは「分割民営のことを初めて知った」「差別の無い職場で働きたい」「元気をもらった」等の感想が寄せられています。こうした活動が合唱連盟の役員の目に止まり、初のテレビ出演となったのです。当日は9人の団員と指導者の小林康浩さん、小野寺美穂さんの力を借りて緊張の中にも、いつものD51らしさを発揮し、県内のお茶の間に元気な歌声が響き渡ったと思います。

（団長 高橋和彦）

## 仲間の異動

駒木根孝一氏(10月26日付)  
東京駅 テクノサービス  
郡山営業所(出向)  
村上 正博氏(10月23日付)  
東昭宮駅 大久保駅  
鈴木 基氏(10月25日付)  
渋谷駅 古川駅



# 出向協定を締結

国労東日本本部は10月1日、東日本会社と出向の取扱いに関する協定を締結した。締結した協定の内容は以下のとおりである。

## 出向の取扱いに関する協定

東日本旅客鉄道株式会社と国鉄労働組合東日本本部は、関連会社等へ出向の推進に関して次のとおり協定する。

- 1 会社が業務の必要性により、東日本旅客鉄道株式会社就業規則第28条に基づき、社員を関連会社又は団体等に出向させる場合の取扱いについては、出向規定によるほかこの協定の定めるところによることとし、出向制度の円滑な運営を図ることとする。
- 2 出向期間は、原則として3年以内とする。なお、出向期間を延長する場合は、出向規定第3条に準じて取り扱う。
- 3 出向社員に対する賃金支給基準の決定にあたっては、出向先での業務内容、出向先の賃金水準等を勘案する。

平成18年10月11日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長  
清野 智 印

国鉄労働組合東日本本部  
執行委員長  
伊藤秀樹 印

## 【参考】交渉記録

期日 平成18年10月10日

場所 本社会議室

出席者 (会社)木村課長、百瀬課長、鈴木副課長、大川副課長、佐藤、佐々木

(組合)高野書記長、藤野副委員長、山根執行委員

議題 国労東日本第336号

「出向問題に関する申し入れ」

概要 以下のとおり

(組合)出向期間満了後に延長を行う場合は、原則1年とする。なお、出向期間延長に当っては出向者の意向を前広に把握し、意向を尊重すること。

(会社)多くの箇所では1年延長という運用をしている事実はあるが、出向期間の延長については、出向先会社からの要請や会社の業務上の必要性、本人の希望等を勘案しながら、その都度決定しているところである。今後についても、これまで

の還用の経過を踏まえ取り扱うこととなるが、会社としては原則1年とする考えはない。  
(組合)出向期間中において、パートナー会社及びグループ会社の都合等でエリア変更などにより就労箇所の変

更が生じた場合、事前に各支社是对応機関及び出向者に前広に説明を行うとともに、出向期間の取り扱いは当初の出向期間の残余期間内とすること。  
(会社)出向期間についての基本は3年間である。エリア変更などにより出向先会社に変更になった場合等については、会社とパートナー会社等の協議等を踏まえて、当該社員の所属支社におい

て実態を踏まえながら個別に決定しているところである。なお、個別の就労条件の変更については個別に通知しているため、その都度対応機関に説明を要するものとは考えていないが、大きな施策の変化が生じた場合、必要により事柄を伝えることはやぶさかではない。  
(組合)パートナー会社等への出向発令は、原則支社管内とすること。

## 宮城県支部が定期大会

国労宮城県支部は10月29日、定期大会を開催し、新執行部の下、闘う体制と方針を確立した。

執行部を代表して挨拶に立った秋山委員長は

「1047名解雇撤回の闘いについて」全国大会以降様々な取組が行われ、大同団結が作り上げられつつある。

4党合意で生じた不団結要素を排除し一枚岩の団結を作り上げ闘いに勝利しよう」と

安全問題について「列車の脱線転覆事故に始まり、触車死亡、設備事故など止むことを知らない発端は規制緩和であり、合理化施策によって尊い命が奪われている。

点検 摘発等何をすべきか真剣な議論を」

政治闘争について「今春の大崎市議選で2名を組織内候補として推薦したが当落が分かれ、また組織内に混乱も生じた。来春の統一地方選や参議院選挙では課題を克服し勝利しよう」

出向 配転・バツジ事件の包括的和解について「昇進和解に続き全面和解が決定したが、一方で試験に合格するためにと脱退者が出たり、4月に渡辺前書記長が、10月には村上執行委員が地域間異動に出されるなど組織攻撃と受け止めるを得ない状況もある。どのようメリットがあつて

て実態を踏まえながら個別に決定しているところである。なお、個別の就労条件の変更については個別に通知しているため、その都度対応機関に説明を要するものとは考えていないが、大きな施策の変化が生じた場合、必要により事柄を伝えることはやぶさかではない。  
(組合)パートナー会社等への出向発令は、原則支社管内とすること。

の和解なのかを組合員に理解してもらおう場が早急に必要」と4点について述べた。

## 新執行体制

執行委員長	秋山 正浩
執行副委員長	曾我 浩之
書記長	山田 芳夫
執行委員	宮本 広美
同	内田 五郎
同	八巻 孝夫
同	畠山 満
同	立山 昭仁
同	木藤 昭弘
婦人部長	三上 敦子
会計監査	後藤 武志
同	畠山 勉



(会社)実態としては支社管外への出向は多くないとは言えるが、原則支社内にするという考えはない。

(組合)家庭の事情等(家族に病弱者や介護等を必要とする者がいる場合など)により出向が困難な社員に対しては、出向発令の対象としないこと。

(会社)社員の状況等については前広に把握した上で、出向の必要性、本人の事情等を総合的に勘案し判断してきており、今後も同様の取り扱いを行うものである。  
(組合)出向期間終了後の復帰に当っては、本人の意向を前広に把握し、本人意向を尊重して取り扱うこと。

(会社)出向期間終了後の復帰については、本人希望を前広に把握し、本人に対する説明も行っていくものであるが、復帰箇所等については、必ずしも本人希望どおりとはならないケースもあると考えている。

以上

